

議案第52号

さいたま市社会教育委員設置条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市社会教育委員設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市社会教育委員設置条例等の一部を改正する条例

(さいたま市社会教育委員設置条例の一部改正)

第1条 さいたま市社会教育委員設置条例（平成13年さいたま市条例第122号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(委嘱)</p> <p><u>第2条</u> <u>委員は、次に掲げる者のうちから市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</u></p> <p><u>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p><u>(3) 学識経験を有する者</u></p> <p><u>(4) 公募による市民</u></p> <p><u>第3条</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(任期)</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p>2 <u>委員会は、任期中において特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p>	<p><u>第2条</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(任期)</p> <p><u>第3条</u> [略]</p> <p>2 <u>市教育委員会（以下「委員会」という。）は、任期中において特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p>

第7条 [略]	第6条 [略]
第8条 [略]	第7条 [略]
第9条 [略]	第8条 [略]
第10条 [略]	第9条 [略]
第11条 [略]	第10条 [略]
第12条 [略]	第11条 [略]
第13条 [略]	第12条 [略]
第14条 [略]	第13条 [略]
第15条 [略]	第14条 [略]

(さいたま市図書館条例の一部改正)

第2条 さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(図書館協議会の設置)	(図書館協議会の設置)
第22条 [略]	第22条 [略]
2 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。	2 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
<u>(4) 公募による市民</u>	
3・4 [略]	3・4 [略]

(さいたま市青少年宇宙科学館条例の一部改正)

第3条 さいたま市青少年宇宙科学館条例（平成13年さいたま市条例第125号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(運営委員会) 第14条 [略] 2 運営委員会は、委員長及び委員9人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)～(3) [略] <u>(4) 公募による市民</u> 3・4 [略]	(運営委員会) 第14条 [略] 2 運営委員会は、委員長及び委員9人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)～(3) [略] <u>(4) 市職員</u> 3・4 [略]

(さいたま市公民館条例の一部改正)

第4条 さいたま市公民館条例（平成13年さいたま市条例第127号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公民館運営審議会) 第22条 [略] 2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。 (1)～(3) [略] <u>(4) 公募による市民</u> 3～5 [略]	(公民館運営審議会) 第22条 [略] 2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。 (1)～(3) [略] 3～5 [略]

(さいたま市博物館条例の一部改正)

第5条 さいたま市博物館条例（平成13年さいたま市条例第132号）の一部を次

のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(協議会) 第14条 [略] 2 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。 (1)～(3) [略] <u>(4) 公募による市民</u> 3～5 [略]	(協議会) 第14条 [略] 2 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。 (1)～(3) [略] 3～5 [略]

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。